

こまっとてしまったら...

飼えなくなってしまうたら...

終生めんどうをみるのが原則です。
どうしても飼えなくなったら新しい飼い主をさがしてください。
見つからないときは市が引き取ります（有料）。

<引き取り場所>

動物指導センター：平日午前9時から午後4時

各区保健センター（堺区を除く）：平日午前9時から12時

※1ヶ月以内に人を咬んだ犬は引き取りできません。

犬が迷子になってしまったら...

すぐに**動物指導センター**と近くの**警察署（交番）**に
届出をしましょう。（保護した方も同様に届出お願いします。）

※動物指導センターへは、堺市ホームページから電子申請でも届出できます。

むだ吠えで苦情を言われてしまったら

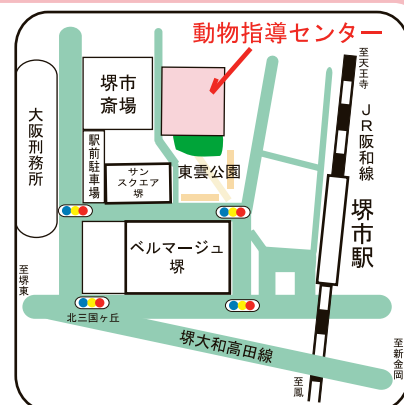
犬が吠えるのは当たり前？
ご近所に迷惑をかけているかもしれません。
しつけをするのも飼い主さんの大切な責任です。
一度、かかりつけの獣医師や動物指導センターに相談してください。
※堺市立図書館ではビデオの貸出も行っています。

堺市保健所 動物指導センター



〒590-0013
堺市堺区東雲西町1丁8番17号
TEL 072-228-0168 FAX 072-228-8156
URL http://www.city.sakai.lg.jp/city/info/_hoken/doubutu/index.html
Email doshi@city.sakai.lg.jp

堺市行政資料番号 1-H2-11-0372



犬とくらすために

—すべてのひとと犬が共存できる社会へ—



大切なのはあなたのパートナーに対して愛情と責任をもつこと
飼い主であるあなたがマナーをまもることです



人と動物が共存するうろおいのある社会へ

飼い犬には登録と狂犬病予防注射を！

狂犬病は、世界中の国々で発生しており、発症すれば人も動物も100%死亡する大変恐ろしい感染症です。この感染症は、犬を予防することで人も狂犬病から守ることができるので、犬への予防注射が行われています。

我が国では、「**狂犬病予防法**」により、生後91日以上の子犬には、

- 市町村への **登録** (鑑札の交付)



飼養標識 (シール)

- 毎年1回の **狂犬病予防注射** (注射済票の交付)



が義務づけられているため、世界でも数少ない狂犬病清浄国のひとつです。

※ 違反者には処罰規定 (20万円以下の罰金) もあります。

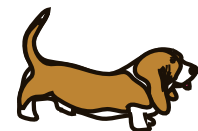
所有者明示の おねがい

鑑札や済票が首輪などについていれば、
迷子になってもおうちに帰れます。

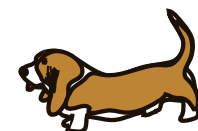
首輪が外れることもあるので、**マイクロチップの装着も検討してください。**
※マイクロチップとは、超小型の標識で、皮下に注入されることにより、
一生にわたって個体識別可能になります。犬が過度の苦痛を感じることは
ありません。

マナーのよい飼い主は誇りです

ふんを持ち帰ってくださってありがとうございます

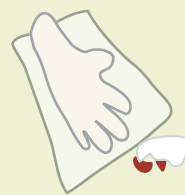


公園でもリードをつけてお散歩していただいているので
地域のみんなが憩いの場を楽しむことができます



お散歩三点セットはお忘れではないですか？

1. ビニール袋



ふんをそのままにしておくと、誰かが踏んだり、衛生的にもよくないですね。
犬がふんをしたら、ビニール袋などに入れて持ち帰りましょう。

2. ペットボトル

電柱や他人の家の壁などにおしっこをしたとき、そのままに
していませんか？
一度臭いのついた場所には、他のワンちゃんもおしっこを
してしまいます。
おしっこをしたら、すぐに水などで流しましょう。



3. リード

犬は賢い動物です。飼い主さんの言うことは、しっかり聞いてくれる
でしょう。
しかし、飛び出してくる車、大きな音、外にはキケンがいっぱいです。
犬をリードでつなぐことはもちろん、とっさの行動にも対応できるよう
リードは短めに持ってお散歩することが大切です。

死亡したときは

登録を抹消しますので、動物指導センターに届出をしてください (電子申請可)。
※ 死体は環境事業部 環境業務課 (TEL 228-7429) へ (ただし、お骨の返却等
は出来ません。)

住所・所有者などがかわったとき

登録の変更が必要ですので、動物指導センターに届出をしてください。
市外へ転出するときは、**転出先の市町村窓口へ鑑札**を持参して手続きしてくだ
さい。

飼い犬がひとを咬んでしまったら

1. 咬まれた人に傷の手当てなど、誠意をもって対応し、**狂犬病の予防接種**を実施していることを伝えましょう。
(犬が放れていたから、というのは言い訳になりません！)
2. “**飼い犬咬傷届出書**”を動物指導センターに出してください。
3. **狂犬病予防注射の実施の有無にかかわらず、獣医師による検診 (狂犬病鑑定)**を受けさせてください。
※ 咬まれた人は狂犬病を一番心配しています。鑑定が済んだら、咬まれた人に報告してください。

犬をリードでつなぐ！

※公園や道路などの**公共の場所で犬を放すことは、大阪府条例で禁止**されています。

意図的に放すのはもちろんのこと、
脱走も望ましくはありません。
脱走癖があるのであれば、
脱走しないように工夫しましょう。

